

日本板硝子株式会社 御中

増改築等工事証明書 発行依頼書

【ご注意下さい】

- 日本板硝子製品をご採用頂いた「窓ガラスを交換する」断熱改修工事に限ります。
- 工事証明書の発行には手数料がかかります。（消費税別 9,500円/件）

発行依頼書の記入年月日		(西暦) 2016年4月15日
発行依頼者 (ガラス交換工事を行う業者様)	会社名	株式会社浜松ガラス店
	住所 電話番号	〒105-0013 東京都港区浜松町1丁目2番4号 電話番号：03-0000-0000
	氏名	浜松 太郎

■ご依頼される工事証明書のいずれかに○をつけて下さい。（両方も可）

- 増改築等工事証明書（所得税「投資型」特別控除用）
- 増改築等工事証明書（固定資産税減額用）

減税申請者氏名 (ガラス交換工事をご注文されたお客様)	三田 次郎	
対象家屋の住所	東京都港区三田3丁目5番27号	
断熱改修工事完了年月日	(西暦) 2016年4月7日	
断熱改修工事を行った家屋の部分	全ての居室の開口部（リビング、洋室、和室）	
断熱改修工事の内容	単板ガラス入りアルミサッシのガラスを真空ガラススペーシアに交換	
標準的な工事費用相当額※1	544,000円	
断熱改修工事に要した補助金等の 交付の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無	
【有】の場合 交付される補助金等の名称・額	【名称】 〇〇市地球温暖化対策補助事業	【額】 30,000円
断熱改修工事費用※2	800,000円	

【ご注意下さい】

- ※1 所得税（投資型）の費用要件は、標準的な工事費用相当額から国又は地方公共団体からの補助金等の額を控除した額が50万円超となる場合になります。
標準的な工事費用相当額（ガラス交換）：6,300円×改修を行った家屋の床面積の合計（㎡）
- ※2 固定資産税の費用要件は、国又は地方公共団体からの補助金等の額を控除した断熱改修工事費用の額が50万円超となる場合になります。

■内容確認（ガラス交換工事を行う業者様をご確認の上、社印の捺印をお願いします）

「以上の記入内容が事実と相違ないことを確認しました」





■増改築等工事証明書を発行するにあたり、日本板硝子にご提出頂く書類等

①	『増改築等工事証明書発行依頼書』 <本紙>
②	増改築等の工事を行った家屋の登記事項証明書（家屋の延床面積が50m ² 以上であること、「所在」「家屋番号」「延べ床面積」が明記してある書類） <コピー>
③	減税申請者の住民票 <コピー>
④	増改築等工事の請負契約書または領収書（ガラス交換工事の費用が確認できるもの） <コピー>
⑤	見積書などのガラス工事明細書（ガラス品種・寸法・数量及び取り替え箇所が確認できるもの） <コピー>
⑥	⑤に対応してガラス交換工事を施した窓に通し番号（記号）をつけた住宅平面図 <コピー>
⑦	断熱改修工事の【前後】の状況を示したすべての窓の写真<別紙台紙をご利用下さい> ※工事前の写真がないと工事証明書の発行を致しかねますのでご注意願います。

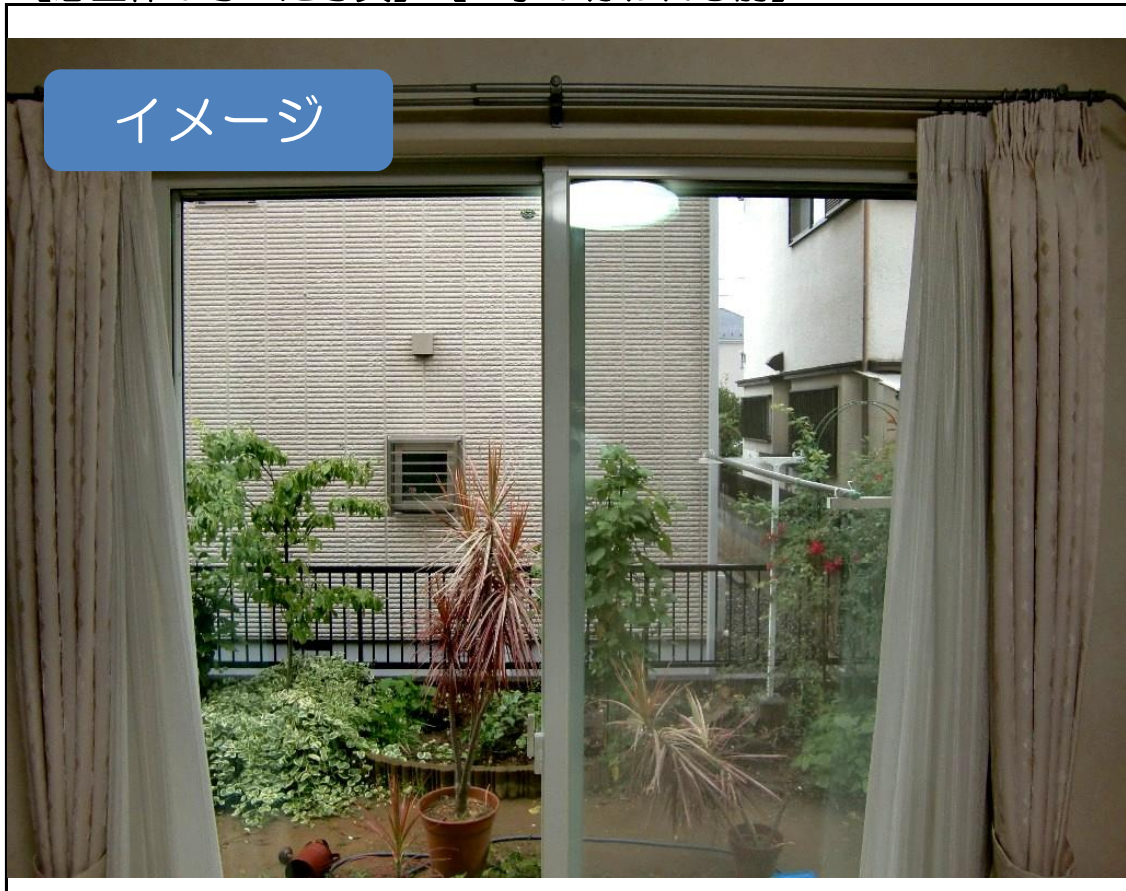
■工事証明書発行依頼書・付随書類の送付先

〒108-6320

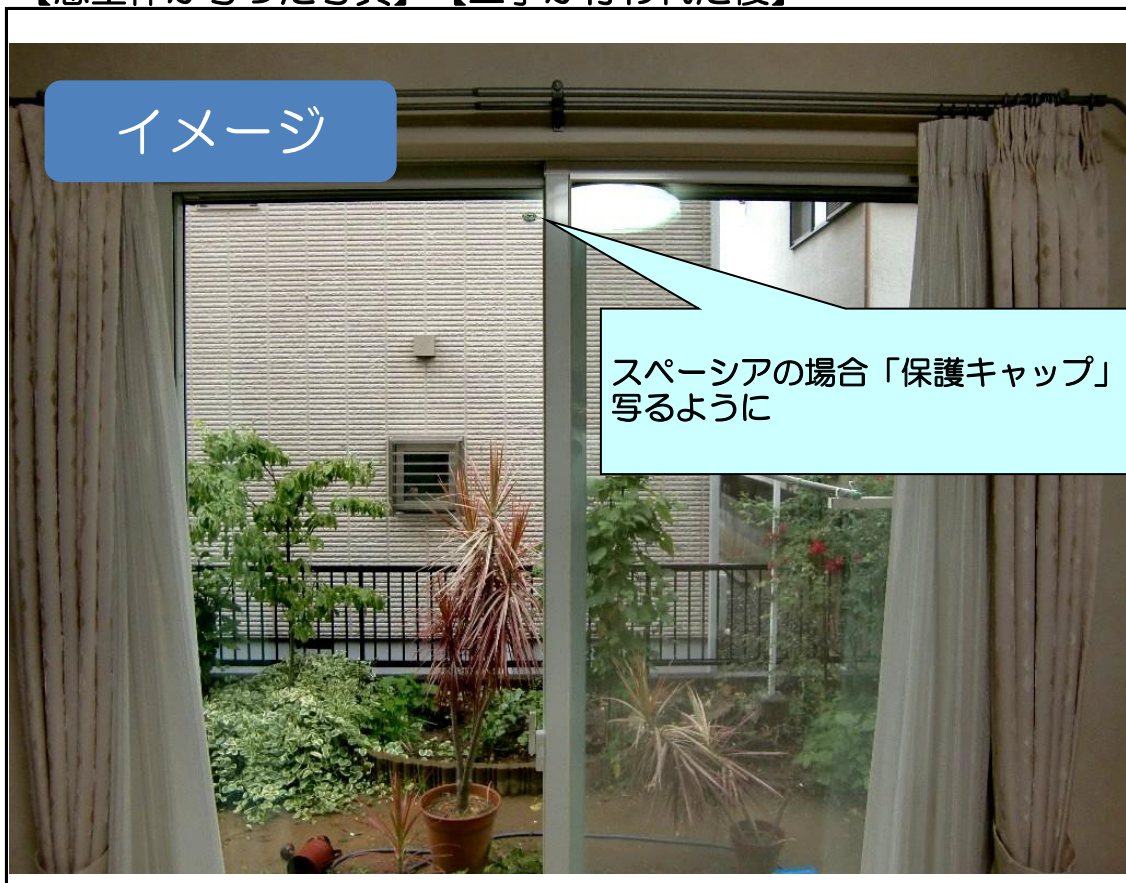
東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館20階
日本板硝子株式会社 建築ガラス事業部門 営業部 営業企画グループ
TEL：03-5443-9533

■断熱改修工事前後の状況を示した写真（改修工事が行われたとわかるもの）
窓番号（ ① ）

【窓全体が写った写真】 【工事が行われる前】



【窓全体が写った写真】 【工事が行われた後】



■断熱改修工事前後の状況を示した写真（改修工事が行われたとわかるもの）
窓番号（ ① ）

【窓のコーナー部分が写った写真】 【工事が行われる前】



【窓のコーナー部分が写った写真】 【工事が行われた後】

